

災害時における物資提供に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と株式会社コロナ（以下「乙」という。）は、災害時における物資提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市において地震、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物資を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「物資」とは、乙が生産する暖房機器等をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時に物資の提供を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の提供方法）

第5条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、提供できる物資の数量を照会することができる。

2 甲及び乙は、平時から相互に連絡を取り合うための連絡責任者及び担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段等を互いに通知する。また、これらの事項を変更するときは、直ちに相手方に通知する。

（物資の納入方法）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 乙は、物資の納入場所で甲の指定する者の確認を受け、要請に係る物資を引き渡すものとする。

（物資の対価等）

第7条 物資の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の対価は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(被災による制限)

第8条 乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、物資の提供の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年3月1日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

三条市

代表者 三条市長 滝 沢 亮

乙 新潟県三条市東新保7番7号

株式会社コロナ

代表取締役社長 大 桃 満